

## 公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

令和3年6月28日

茨城県公安委員会委員長 本 間 源 基

### 1 講習期間ごとの講習期間、事前申込期間、書類申請期間及び定員

講 習 期 間	事 前 申 込 期 間	書 類 申 請 期 間	定 員
令和3年10月26日（火） ～29日（金）  （4日間）	令和3年9月29日（水） ～30日（木）  （2日間）	令和3年10月4日（月） ～8日（金）  （5日間）	20名

### 2 講習場所

茨城県水戸市下国井町2201番地1

J Aグループ茨城教育センター（029-239-6111）

### 3 受講申込手続

#### (1) 事前申込方法

受講を希望する者は、事前申込期間中の午前9時から午後5時までの間に、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課（講習受付専用電話029-301-0789）宛て事前申込みを行い、受付番号を取得すること。

なお、受付は先着順とし、定員になり次第受付を締め切る。代理人による申込み及び講習受付専用電話以外による申込みの受付は行わず、1通話につき1人の申込みとする。

#### (2) 受講申込書の提出方法等

##### ア 受講申込方法

事前申込みにより受付番号を取得した者は、書類申請期間中の午前9時から午後5時までの間に、茨城県内の警察署生活安全課（係）にイに掲げる書類を提出すること。

※ 郵送による提出は認めない。

##### イ 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（6月以内に撮影した無帽、正面、上

三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付けたもの) 1通

#### 4 受講手数料及び納付方法

- (1) 受講手数料 39,000円
- (2) 納付方法

受講申込書提出の際、上記手数料を茨城県収入証紙により納付すること。

なお、納付を受けた受講手数料は返還しない。

#### 5 受講時の携行品

筆記具、警備業関係法令集等、昼食

#### 6 講習の委託

本講習は、一般社団法人茨城県警備業協会に委託して実施する。

#### 7 その他

- (1) 本講習終了後、修了考査を行い、本講習の課程を修了したと認められる者に対して、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により、予定どおり講習を実施できない場合は、講習の中止又は延期、定員の削減等の措置を行う。
- (3) 不明な点については、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課警備業係(029-301-0110内線3036又は3037)に問い合わせること。